

令和5年度第1回旭川市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- ・日時 令和5年8月30日（水曜日） 午後6時から午後8時10分まで
- ・場所 旭川市子ども総合相談センター
- ・出席者 委員10名（石塚委員，大森委員，小野委員，富田委員，中條委員，野坂委員，野嶋委員，浜田委員，松野委員，村中委員）※50音順
事務局6名（松本福祉保険部保険制度担当部長，鳴海長寿社会課長 外4名）
- ・欠席者 5名（岡委員，栗田委員，千野委員，長瀬委員，森田委員）
- ・傍聴者 0名
- ・資料 次第，資料1（審議事項第1号関係），資料2（審議事項第2号関係），資料3（報告事項第1号関係），資料4（報告事項第2号関係），資料5（報告事項第3号関係），資料6（報告事項第4号関係），資料7（その他の議事），当日配付資料

【内容】

1 開会

2 連絡事項

3 議事

(1) 審議事項

ア 第1号 地域包括支援センター運営協議会の会長の選出について

事務局	前会長の橋本委員が退任され，副会長の森田委員が本日欠席となるため，会長の選出については，こちらで進行をさせていただく。 会長については，委員の互選により定めることとなっているが，御意見はないか。
A委員	事務局での候補者はいるのか。
事務局	これまで，旭川医師会の推薦により本協議会委員に就任した委員が会長として選出されていた経緯から，中條委員を候補として考えていた。 それでよいか。
一同	よい。
事務局	それでは，中條委員を会長として選出する。
会長	初めての参加となるが，各委員から活発な意見をいただきながらスムーズな進行としていきたい。

イ 第2号 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部の居宅介護支援事業所への委託について

資料2（審議事項第2号関係）に基づき事務局から説明

B委員	資料5ページにある居宅介護支援事業所への委託件数が，地域包括支援センターによるばらつきが大きいですが，当該センターの管轄する日常生活圏域の面積や高齢者人口との関連や特別な理由があるの
-----	---

事務局 か。

事務局 御質問をいただいた委託件数については、地域包括支援センター運営業務を受託する法人が運営している居宅介護支援事業所への委託件数であるため、面積や高齢者人口等とは関連がないものであり、同一法人が運営する居宅介護支援事業所やそれ以外の居宅介護支援事業所のマンパワー等の影響で差が生じているものと考えている。

A委員 現在、要支援者のケアマネジメントの受託が、居宅介護支援事業所の業務を圧迫していると聞いている。そのような状況において、地域包括支援センターが、自らの法人が運営する居宅介護支援事業所に1件もケアマネジメント業務を委託をしていないのは少し極端と感じる。

事務局 居宅介護支援事業所の負担も考慮し、もう少し、自らの法人の居宅介護支援事業所に委託を行ってもよいのではと思う。

事務局 検討していきたい。

C委員 資料5ページにある委託件数の集計は、月単位又は年単位のどちらになるのか。

事務局 月ごとの年間累計で集計している。

C委員 むしろこの同一法人の居宅介護支援事業所への委託割合は、高ければそれも問題と捉えなければならない数値である。

事務局 各地域包括支援センターには、要支援者のケアマネジメント業務選任の担当職員がいるのに、地域包括支援センターの受託法人が1件も担当しない地域包括支援センターがあるということか。

事務局 資料のデータは、飽くまで委託件数になるため、地域包括支援センターの担当職員が自ら担当している件数は含まない数となっている。

会長 地域包括支援センターと同一法人の居宅介護支援事業所への委託割合について、高低を判断するパーセンテージはあるのか。

事務局 そのようなパーセンテージの基準値はない。

A委員 地域包括支援センターごとの総体や年次推移の状況等から、委託状況が適切か否かを判断していくことが必要と考えている。

事務局 やはり、要支援者へのケアマネジメント業務の外部への委託が公正中立となっているかを見極めていくには、委託割合の基準値があった方がいいと思う。

事務局 市として検討してみてもどうか。

会長 基準値の必要性や妥当性も含めて検討していきたい。

事務局 それでは、ケアマネジメント業務の委託割合については、今後検討してもらおうこととし、審議事項第2号について、ほかに意見がなければ、承認としてよいか。

一同 よい。

(2) 報告事項

ア 第1号 令和4年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算について
資料3（報告事項第1号関係）に基づき事務局から説明

会長 一同	意見等はないか。 特になし。
----------	-------------------

イ 第2号 令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
資料4（報告事項第2号関係）に基づき事務局から説明

C委員	来年度に向けて、介護保険事業者には、災害などの緊急事態時におけるBCP（事業継続計画）の策定が義務付けられるが、地域包括支援センターではBCPを策定するのか。
事務局	地域包括支援センターは策定が義務づけられている介護事業所には該当しないため、各地域包括支援センターがどのように緊急事態時における事業計画の策定に独自で取り組んでいるかは、まだ把握しきれていない。 地域包括支援センターのBCPの策定については、今後、検討していきたい。
B委員	今後、高齢者人口が増えていっても、地域包括支援センターの人員配置は変更していかないのか。
事務局	高齢者人口に合わせた人員配置としていくために、旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例において、高齢者人口に対する地域包括支援センターの従事者数を定めており、高齢者の人口が増減すれば基準も変わるものである。
D委員	資料18ページの地域包括支援センター運營業務収支決算において、神楽・西神楽地域包括支援センターの人件費が赤字になっているのに関わらず、令和5年度予算の人件費は前年度よりも減額となっていることが気にかかった。この理由はあるのか。
事務局	人件費については、配置する従事者の経験や職種によって、各法人における給与体制が変動することが考えられる。 神楽・西神楽地域包括支援センターでは、昨年の従事者の退職に伴い、当該従事者よりも経験年数が短い職員を採用としたことが要因となっていることが考えられる。
D委員 会長 一同	それであれば、納得した。 ほかに意見等はないか。 なし。

ウ 第3号 地域包括支援センター職員によるケアマネジメント業務の兼務の開始について

資料5(報告事項第3号関係)に基づき事務局から説明

C委員	地域包括支援センター運営業務を怠らないのが前提と思うので、上限等のルールを決める必要があると思う。
事務局	いただいた御意見のとおり、上限の設定は必要と考えている。慎重に検討していきたいと思う。
会長	ほかに意見等はないか。
一同	なし。

エ 第4号 地域包括支援センター運営業務説明会の開催について

資料6(報告事項第4号関係)に基づき事務局から説明

C委員	地域包括支援センターの開設当初から、受託法人が一度も変わっていない日常生活圏域がある。
	そのことは、良い側面もあるが、悪い側面もあると思う。
	事務局はどう考えているか。
事務局	御意見のとおり、良い側面も悪い側面もあると思う。
	まずは、多くの法人に公募に参入する機会を設けていきたい。
C委員	もっと公募をPRできないのか。
	市内法人の中には、既に長年何処の法人がやっているからといって、初めから参入の検討もしていない法人もいると思う。
事務局	本公募はプロポーザルで実施するため、事業所からの企画提案の内容やその評価項目等に、今、C委員からいただいた視点や委員皆様の意見を反映させていきたい。
浜田委員	地域との関係性の中で行う業務であるため、法人が変わる可能性があるのであれば、早めの周知や引継ぎ等の準備を行っていくことが非常に重要と思う。
会長	これまで競争が発生したことはあるのか。
事務局	何度か競争が生じたことはあり、直近の過去6年間では新規の法人からの手上げが1度だけあった。
	市内法人の関心や興味という視点で言えば、その1か所の法人以外からの手上げや問合せはないというのが現状である。
	地域包括支援センター運営業務についても、公募の公平性・競争性が市民サービスにつながるものであるため、まずは地域包括支援センターの運営業務というものを市内法人に広く知ってもらうことを目的として開催する。
会長	ほかに意見等はないか。
一同	なし。

(3) その他 地域包括支援センターとの意見交換・情報共有について

ア 助言や情報提供を求める点について

(ア) 「住民主体の介護予防等を行うための会場確保について」

豊岡包括	<p>当センターの豊岡圏域では、公民館や住民会館等が人口層の厚い地域に密集しており、活動場所に恵まれている地域とそうでない地域に差がある。</p> <p>活動場所があったとしても、会場費の負担や住民だけで借用する上での管理面での課題があり、実際の活動には至らない場合もある。</p> <p>介護事業所のスペースを借りて活動するという選択肢もあるが、新型コロナウイルスの感染対策のための課題もある。</p>
C委員	<p>福祉施設は、感染症の拡大防止のために、外部の方の受け入れをしくいというのは分かるが、福祉施設等を住民の活動場所に使いたいという悩みがあることを今知った。</p> <p>旭川市老人福祉施設協議会としても協力できる部分があると思うので、相談をしてほしい。</p>
A委員	<p>旭川市老人保健施設協議会でも、確実に協力できる施設を募れるかは確約できないが、団体内で情報を共有し、旭川市老人福祉施設協議会とも連携をしながら協力をしていきたいと思う。</p>
中央包括	<p>当センターでも豊岡地域包括支援センターと同様の課題があり、寺社や教会に依頼をし、住民が活動するための会場を借りている。</p> <p>それ以外の場所で、よい活動場所の提案があれば、伺いたい。</p>
B委員	<p>老人クラブの活動場所や高齢者いこいの家、公民館、住民センターから検討していくとよいのではないか。</p>

(イ) 「訪問相談における駐車場の確保とマンションに住む相談者の対応について」

中央包括	<p>比較的、介護施設が協力的であり、対象者宅への訪問時には駐車場を貸してくれている。</p> <p>コンビニも、理解をいただいているところが増えてきている。</p>
A委員	<p>公共機関の理解も重要ではないか。旭川市と協力が必要と思う</p> <p>例えば、障害者であれば駐車可能というようなスペースも選択肢として検討していくとよいと思うが、そのためには、警察や消防などとの協議が必要となると思うし、学校の協力を得ていくのであれば、学校側の理解が必要になる。</p> <p>駐車場の問題は、居宅介護支援事業所等にも共通の課題であり、困っているのは地域包括支援センターだけではないと思うので、他機関と連携していくためにも、まずは、行政との連携が必要な課題と思う。</p>

中央包括 | 新しいマンションが増え、マンション自体のセキュリティが強化されているため、実態把握を行いたくても、中に入れない。
問題の早期に相談がある高齢者よりも、問題が重度になってから相談がある高齢者が多いため、相談の対応時には既に在宅での生活が難しくなっている場合が多い。

(ウ) 「成年後見制度の活用について」

D委員 | 成年後見制度に関する課題については、市長申立に時間がかかっているため、申し立てを市から外部に委託したほうがよいのではないかと問題意識と捉えてよいか。

永山包括 | よい。

D委員 | 私の知る限りでは、道内の自治体で1か所だけだが、外部委託を行っているところがあった。旭川市も検討するとよいのではないかと。

E委員 | 後見人が付くまでの財産管理の問題については、成年後見センターでも同じ課題を抱えている。

現実的には、弁護士や司法書士として引き受けることはできないため、制度が変わるまで待つしかないと感じている。

事務局 | 市長申立において、もっとも時間がかかるのは、戸籍請求であり、時間がかかることを理解してほしい。

まずは、成年後見制度を使うべきか否かについて、長寿社会課と地域包括支援センターが意思統一するまでの過程を円滑にしていくことも必要と思う。

永山包括 | その時間の目標を決めているのか。

事務局 | 対象者一人ひとりの状況に応じて、慎重に検討すべきものであるため、一律の期間を設定できるものではないと考えている。

(エ) 「地域づくりにおける連携について」

F委員 | 今一番困っているのは、認知症とそうでない方の境目が分からない。旭川市民生委員児童委員連絡協議会でも、常に地域の高齢者の居宅に訪問して見守りをしているが、元気そうだし近くに親類がいるから大丈夫と思っていたら、ある日急に生活ができなくなっているという現状がある。そうした際には、地域包括支援センターに非常に助けられている。重要なことは、土日や24時間の対応と思う。

民生委員は土日であっても夜間であっても柔軟に対応を行っている。地域包括支援センターが対応できないときは、民生委員が対応する。民生委員の例会に毎回来ていただいている包括もあるように、重要なのは地域包括支援センターと民生委員が互いに協力をし合うことだと思う。

B委員

私は市民委員会の会長の役も担っているのだが、地域の情報に関しては、民生委員が一番詳しく、その次は町内会長だと思う。

地域包括支援センターにとっては、市民委員会の役員会に参加することが有効と思う。

地域には、形が作られているが形骸化しているネットワークもあるため、そうしたネットワークを改めて有効活用していくことも重要ではないか。

(4) 「介護予防・重度化防止の意識の醸成について」

C委員

私は介護人材確保委員になっているのだが、要介護等の状態が改善した方を人材不足解消として雇用してみてもどうかという話が出ている。

支援者は、状態の改善という目標だけを対象者と共有するのではなく、アルバイト等の雇用の機会など、改善後の次のステップや目標するということが重要と思う。

A委員

私が所属している法人で介護助手を募集したところ、70歳代の方からの応募があり、その方に、働いたお金で何をするのかを聞いたところ、ビールを飲むと教えてくれた。雇用ということが、高齢者の生活の質の向上にとつなぐと感している。

介護保険が高齢者の権利意識を生むのは当然と思う。

介護保険の正しい知識を浸透させていくには、高齢者ではなく、子どもなどのもっと若い世代に対して説明をしていく必要がある。そこから親世代や祖父母世代に広まることもあると思う。

分かりやすく、面白く制度の理解を進めていくとよいと思う。

イ ケアマネジメント基本方針に関連する課題や意見交換希望について

(ア) 「自立支援に資するケアマネジメントに係る課題について」

C委員

私は旭川市の介護認定審査会の委員として要介護認定に関わっているのだが、その中で、感じるのは、認定調査の特記事項が少なすぎる。これには、調査員に対して、認定調査に立ち会った介護支援専門員が必要な情報を伝えていないことが原因の一つと思う。それにより、要介護認定の結果が実際の状態よりも軽度の判定となってしまう。そうすると、対象者は区分変更を申請することとなり、それにより、もう一度、認定審査をしなければならない。

また、介護認定の代行申請時に、介護支援専門員が主治医の指定をしてこない。介護が必要になっている状態を詳しく把握している医師が意見を書かないことで、対象者の状況に応じた正しい要介護認定の結果とならない。

C委員	これらのことについては、介護支援専門員だけでなく、地域包括支援センターにも同様のことが言えると思う。
A委員	<p>地域包括支援センターのことをどう思っているかについて、アンケート調査をするのは大切と思う。</p> <p>その上では、地域包括支援センターが当該調査を実施すると、率直な意見を把握できない可能性があるため、実施方法は考える必要がある。</p> <p>一番の問題は介護支援専門員の人材不足と思う。</p> <p>介護支援専門員は、業務が多岐にわたることで疲弊している。介護支援専門員が行うべき業務とそうでない業務をはっきりさせていく必要がある。</p> <p>ケアマネジメントの介護報酬が低いことも背景にあると思う。</p> <p>大切なのは、介護支援専門員の意見をしっかり聞いていくこと、そしてその意見交換に行政も加わるのが重要と思う。</p>
B委員	<p>各地域包括支援センターの事業計画を見ると、神楽・西神楽地域包括支援センターの人件費予算が前年度よりも低くなっている。</p> <p>これについては、経験年数が長い方が退職し、経験年数が短い方を採用したんだと思うが、なにか言いたいことはあれば、この場で発言してもらいたい。</p>
神楽包括	<p>人材の確保には苦勞している。職員の退職によりに欠員が生じたときは、専門職の養成校とも協力して採用する職員を確保した。</p> <p>報酬だけでない仕事の魅力で人を確保していかなければならない。</p>
ウ その他	
永山包括	<p>地域包括支援センターの人材確保について、苦勞している。</p> <p>先に話題に挙げた居宅介護支援事業所介護予防支援事業所の介護支援専門員の問題もそうだが、介護支援専門員の確保以上に主任介護支援専門員の確保が課題となっている。</p> <p>地域包括支援センターの職員として、介護支援専門員でも認めてもらことを検討してほしい。</p>